

序

金子晃教授は、本年三月をもって慶應義塾大学法学部を定年により退職されます。先生は、昭和三九年、本塾大学法学部助手に就任されて以来、三九年の長きにわたり法学部で研究と教育に携わってこられました。

「研究成果は社会に還元すべきである」は、先生の研究に対する姿勢をみずから表現された言葉であります。学生の指導においても折に触れて言及されていたという、この言葉通り、先生は、現代経済社会における法秩序のあり方をテーマとして、経済法、国際経済法、独占禁止法、そして消費者行政・消費者法という幅広い領域を研究されると同時に、国、地方自治体の審議会委員などの公職を多数引き受けてこられました。なかでも、平成九年八月、慶應義塾大学から会計検査院に転籍され、五年間にわたって、会計検査院検査官ならびに会計検査院長を務められました。還暦を迎えられての転身でしたが、民間出身者としての初の起用に内外から注目が集まる中、先生は、国民の要請に応える新しい時代の会計検査院を目指し、その改革の前進に尽力されました。

先生は、戦後におけるドイツの経済法理論の検討を皮切りに、現代資本主義における市場メカニズム、そしてわが国の競争秩序のあり方について、法的な視点から分析を行うことを通じて、経済法の研究を進めてこられました。これらの研究に裏付けられた市場支配的企業に対する規制のアプローチは、民営化や規制緩和・規制改革が実施段階にあるわが国の独占禁止政策に大きな示唆を与えるものであります。他方、分析においては経済状態を注視され、実態を踏まえたカルテル規制における談合行為の基本的な考え方を提示したり、公正取引委員会に

よる安易な事業者団体規制からの脱却に道を開いたりするなど、実際の法運用に対する的確な批判を数多く展開してこられました。

また、一連の規制緩和の議論において、先生は法学者として指導的な立場に立ち、わが国の規制緩和政策の目指す方向を示されました。とりわけ、著作物再販制度の見直しにおいては、自らそのとりまとめに情熱を傾けておられました。さまざまな政治的圧力が加えられる中、自らの思考の末に至った結論をかたく信じ、その信念を貫かれる先生の姿はたいへん印象的でありました。

このように先生は、長きにわたり、経済法・独占禁止法の理論的なオピニオンリーダーとして、学会のみならず、公正取引委員会の実務に大きな影響を与えてこられました。

消費者行政・消費者法の研究は、現代社会における消費者が、主体的に行動する権利主体として、高度に発展した経済社会において、みずから望む消費生活をいかに実現していくのかという視点に立って、先生は、競争のメカニズムのなかに消費者の選択の自由を積極的に位置づけ、取引当事者として事業者と対等ではない消費者の立場を支援するための消費者行政、および法のあり方について研究を重ねてこられました。

さらに、先生は、その業績を通じて、わが国における消費者行政の進展に力を尽くされました。近年では、消費者契約法を立法化する作業の出発点といわれる第一五次国民生活審議会消費者政策部会における検討に、同部会長として臨まれて報告のとりまとめにあたられ、また、「東京都消費生活条例」が一九年ぶりに全面的に見直され改正された際にも、東京都消費生活対策審議会委員として条例の見直しの審議に参加し、答申をとりまとめられます。

教育においては、大学院および学部における学生の指導、後進の育成はもとより、司法研究室長、体育会庭球部長、慶應義塾志本高等学校長を務めるなど、学内の要職を歴任され、慶應義塾に対して多大なる貢献をなさい

ました。

先生は、会計検査院検査官・院長のご在任中から、その職務での経験を生かし、公会計および行政評価にも関心を向けられ、新たに専門領域を拡大しておられます。先生の旺盛な好奇心には頭の下がる思いです。国や公的機関の不適切な発注行為が問題となっている昨今、わが国における資本主義経済や市場メカニズムへの深い洞察から導かれる先生の議論を誰もが心待ちにしております。経済・社会の急激な変化のなかで、先生は今後とも一層研究を発展させていかれるものと思います。先生のますますのご壮健とご活躍を同僚一同とともに心より祈念申し上げます。

二〇〇三年一月七日

法学部長 森 征一